

受益者分担金制度とは

どんな制度ですか？

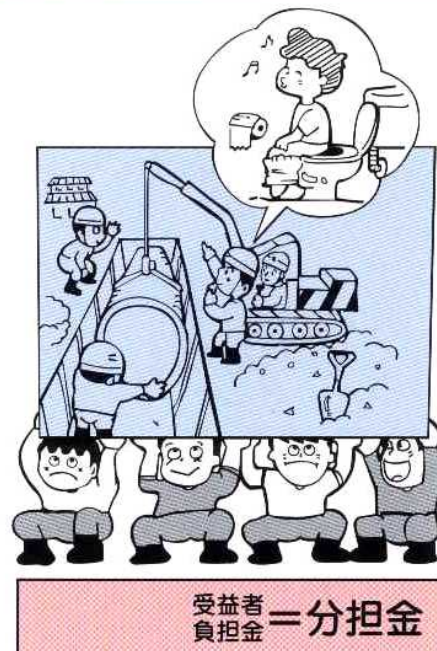
受益者とは

処理区域内に存する宅地を所有する者（当該宅地を所有する者と当該宅地に係る地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利）を有する者とが協議して、これらの者の中から分担金の徴収を受ける者を定め、その旨を市長に届け出た者をいいます。

受益者分担とは

この施設は、処理区域の限られた人しか利用できません。このため、建設費を全て住民からの税金で賄うことは、施設を利用できない人にまで負担をかけることになり、税負担の公平を欠くこととなります。

そこで、建設費の一部を施設整備によって便益性を受ける処理区域内の人に負担していただき、負担の公平と、より一層の整備を促進しようというのが、「受益者分担金」の制度です。



納める金額は

釜石市では、分担金を定額としています。
1戸当たり25万8千円です。（平成18年度現在）

納める方法は

供用を開始した日（供用を開始した日後、新たに受益者となった者については、新たに受益者となった日）から5年を超えない期間内において分担金を分割して徴収するものとする。ただし、受益者から一括納付する旨の申出があったときは、この限りでない。

受益者分担金は、5年に分割し、1年分をさらに4期に分けて納めます。

受益者分担金額

年度	初年度	2年度	3年度	4年度	5年度
金額	51,600	51,600	51,600	51,600	51,600